

岩手県告示第 197 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 3 月 10 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 安家玉川線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町安家字茂井国有林 12 林班い小班地先内	新	m 114.6~17.5	m 211.0
	旧	26.4~8.5	211.0
下閉伊郡岩泉町安家字茂井国有林 12 林班へ小班地先内	新	210.0~10.2	310.0
	旧	39.6~10.2	310.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成 21 年 3 月 10 日から同年 4 月 10 日まで

- 2 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 397 号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町世田米字里古屋 4 番 5 地先から字中井 53 番 1 地先まで	新	A m 35.0~6.9	m 1,428.0
		B 58.9~11.2	1,471.6
	旧	A 35.0~6.9	1,428.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 21 年 3 月 10 日から同年 4 月 10 日まで

- 3 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 455 号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町門字三田貝 133 番 19 地先内	新	m 25.1~21.2	m 22.8
	旧	12.8~11.9	22.8

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成 21 年 3 月 10 日から同年 4 月 10 日まで